

ミネベアミツミグループのみなさまへ

最大
28%
割引

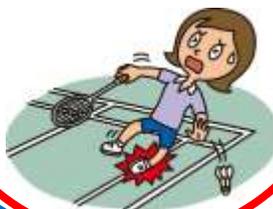
団体保険制度のご案内

【団体総合生活保険】

病気・がん・ケガ・賠償責任など「日常の
様々なリスク」に備える保険です。

※28%割引未満の割引率になる補償もございます。詳細はパンフレット内各補償ページにてご確認ください。

ケガの補償



病気の補償



がんの補償



賠償の補償



用品の補償



所得の補償



ゴルフの補償



介護の補償



ご加入希望の方

加入依頼書での手続きまたはwebサイトからお手続きください。

お手続きURL: <http://ezoo.jp/ds4/A00282323032302>

(ミネベアアクセスソリューションズ従業員の方は以下のURLからお手続きとなります)

URL: <http://ezoo.jp/ds5/A002823A003923032303>

募集概要

保険期間：令和5年3月1日午後4時から令和6年3月1日午後4時まで1年間
中途加入の場合：加入者保険期間開始日の午前0時から令和6年3月1日午後4時まで

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

※この保険は、東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認下さい。なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

申込方法：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

【新規】webまたは加入依頼書でご加入手続きしてください。

web手続き（手続き方法はP3を参照）

URL: <http://ezoo.jp/ds4/A00282323032302>

QRから簡単アクセス→



*ミネベアアクセスソリューションズ従業員の方は以下のURLからお手続きください。

<http://ezoo.jp/ds5/A002823A003923032303>



加入依頼書（紙）手続き

紙の加入依頼書がお手元にはない場合には、啓愛社までご連絡ください。

【既加入者の方で内容変更の方】

啓愛社までメールまたは電話でご連絡ください。

保険相談について

啓愛社・連絡先までご連絡ください。

LINEやオンライン会議システムなどを利用したオンラインでの保険相談も可能です。

株式会社啓愛社（担当：有山・竹内・高橋・古姓）

住所：〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-5-10 相鉄万世橋ビル5階

TEL：03-6206-8378（受付時間：平日9：00～17：00）

email:hoken-bu@keiaisha.co.jp

株式会社啓愛社・多摩事務所（担当：木下・千代崎）

住所：東京都多摩市鶴牧2-11-2（ミツミ電機株式会社内3階）

TEL：042-310-4840（受付時間：平日9：00～17：00）

ミネバアミツミグループの団体総合生活保険の特徴



令和5年度の団体保険の特徴！！

その1

がん補償 加入時の告知内容の簡素化
健康状態に関する質問を大幅に簡素化。
引受条件の緩和により加入しやすくなりました。

その2

医療補償に通院特約を追加したプランを新設
退院後の通院が増えている医療現状を考慮して、**退院後通院特約つきプランを新設。**

その3

弁護士費用等特約つきプランを新設
日本国内で被害事故に遭ったり、プライバシーの侵害を被ったりした場合に、その解決のための**弁護士費用や法律相談費用をお支払いする特約を新設。**

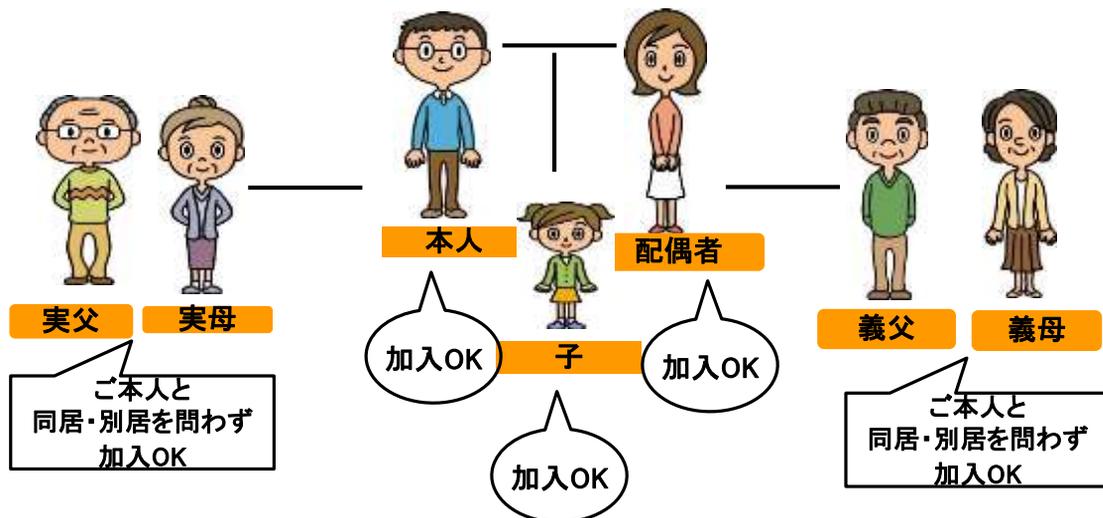
ミネバアミツミグループ保険のメリット！！

最大 28% の割引が適用されます！

28%割引未満の割引率になる補償もございます。
詳細はパンフレット内各補償ページにてご確認ください。（パンフレット記載の保険料は既に割引適用済み）

従業員本人だけでなくご家族も加入*することができます。

* 更に詳しいご案内は6ページをご覧ください。



ご加入の際、医師の診査は不要です！

医療補償、介護補償、がん補償、所得補償、団体長期障害所得補償にご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

ご加入方法のご案内(インターネット手続き)

インターネット手続き方法のご案内です。

加入依頼書での続きはP.4参照ください。加入依頼書での手続きは可能です。ご希望する場合には啓愛社までご連絡ください。

1 啓愛社のHP(保険サービスのページ)、または直接URL入力・QRコードからアクセス

【啓愛社HP】

<https://www.keiaisha.co.jp/>

TOPページにある「保険サービス」のバナーをクリック

啓愛保険・生命保険のことから
保険サービス

「ミネベアミツミグループ」ページより「ネットで団体保険！
お手続きはこちら」をクリックしてサイトへお進みください。

ネットで団体保険！お手続きはこちら

【お手続きサイトURL・QRコード】

<http://ezoo.jp/ds4/A00282323032302>

(ミネベアアクセスソリューションズの方 専用URL)

<http://ezoo.jp/ds5/A002823A003923032303>



2 お手続きサイトにて、ご自身のお手続き先(所属会社名)をお選びください。

3 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員番号」をご入力ください。

4 「お手続きはこちらから」をクリック、すぐにお手続き開始できます。



(※画面イメージは実際の画面とは異なる可能性があります。)

5 ご希望の補償を選択し、必要情報の入力などをしてください。(補償によっては健康状態の告知も必要です)

* 中断される場合などは「一時保存」ボタンをクリックし、必ずメールアドレスのご登録をお願いします。

6 ご加入に際して必ず「申込みます」ボタンを押し、お手続き完了画面が出ることを確認してください。 * お手続き完了後の訂正はインターネットではできません。啓愛社までご連絡ください。



* ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」に掲載またはパンフレット内にある「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」にはご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および、お客様にとって不利益となる事項等、特に注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点ありましたら啓愛社までお問い合わせください。

ご加入方法のご案内

記入例

- ◆新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は、下記①～⑪のご案内に沿ってご記入ください。
- ※現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合は、該当項目の印字を二重線で抹消し、変更後の内容を枠内に印字と重ならないようにご記入ください。
- ※本契約は自動更新です。更新しない場合は①③④にご記入・ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。
- ◆①④⑦⑧については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方（ご本人）の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

- ①「ご記入日」：必ず記入してください。
- ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】：「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。
※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- ③フルネームの自署をお願いします。
- ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- ⑤保険の対象となる方【被保険者】
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→各項目をご記入ください。
- ⑥保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。
- ⑦「加入者からみた続柄」：
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」：
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。
- ⑧《傷害補償にご加入の場合のみ》
「☆職業・職務」*1、「職種級別」*2
※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約がセットされたタイプにご加入の場合は記入不要です。
《所得補償にご加入の場合のみ》
「☆職業・職務」*1、「基本級別」*2
*1 「職業・職務コード」表より該当するコードをご記入ください。
*2 パンフレット等でご確認ください。
- ⑨《がん補償にご加入の場合のみ》
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身（被保険者本人）以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。
- ⑩ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
- ⑪「被保険者・1回分保険料」：
被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
「加入者・1回分合計保険料」：
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部数の場合は、合算した保険料をご記入ください。

団体保険加入依頼書 東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

① 記入日 (必ずご記入ください) 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 加入者 〇〇年 〇〇月 〇〇日～令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 支払方法・回数 ×××

② 加入者 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 加入者 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

③ カナ 〇〇〇〇〇〇〇〇 生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別 〇〇

漢字 〇〇〇〇〇〇〇〇 所属コード 〇〇〇〇〇〇

お名前 カナ アンシン ヒロシ 漢字 安心 ヒロシ

ご希望のお手続き (1～5のうちいずれかに○) ①新規加入 ②加入内容変更 ③被保険者明細追加 ④本被保険者明細は更新しない ⑤全員更新しない

⑤ 本人のお名前 カナ 〇〇〇〇 漢字 〇〇〇〇 生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別 〇〇

⑥ 本人のご住所 カナ 〇〇〇〇 漢字 〇〇〇〇 住所(郵便局所在地) 〇〇〇〇

⑦ 続柄コード 〇〇

⑧ 職業・職務 〇〇〇 職種級別 〇

⑨ がん補償 〇

⑩ 傷害補償 〇 所得補償 〇

⑪ 被保険者-1回分保険料 〇〇〇〇円 加入者-1回分合計保険料 〇〇〇〇円

◆健康状態告知「回答記入欄・署名欄」：
・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)
・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切なこと」に関するご案内)頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)

◆医療補償・所得補償・団体長期障害所得補償：質問1～3の回答・告知日・自署欄

◆がん補償：質問1～2の回答・告知日・自署欄

◆介護補償：質問1の回答・告知日・自署欄

※介護補償のみに団体構成員のご家族（配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます（この場合は、団体構成員がご署名ください。）。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。

※被保険者（本人または家族タイプのお子様）が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等（後見人・保佐人・補助人）の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。（例：安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ）

《訂正方法》
誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

7 9 続柄コード

01 本人	07 孫
02 配偶者	08 その他親族
03 父 母	10 雇用主(法人)
04 子	11 雇用主(個人事業主)
05 兄弟姉妹	12 従業員
06 祖父母	99 その他

8 【傷害補償・所得補償】職業・職務コード

010 事務職	060 建設作業者
020 営業職	070 家事従事者
030 自動車運転者	080 学生
040 運輸従業者	090 無職者
050 金属製造加工作業者	990 その他

「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に具体的に記入してください。

各種ページのご案内

- ・募集概要 P.1
- ・ミネバアミツグループ団体総合生活保険の特徴 P.2
- ・ご加入方法のご案内 P.3～4
- ・保険の対象となる方（被保険者）について P.6
- ・ご加入事例のご紹介 P.7～8

【医療補償】 P.9

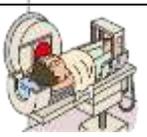
おすすめ 通院特約付きのプランを新設。（医療補償の通院特約は入院後の通院が対象）



【介護補償】 P.13 所定の要介護状態になった

【がん補償】 P.15

加入時の健康状態告知が緩和！ 今までよりもご加入しやすくなりました。



【傷害補償】 P.17

個人賠償補償とセットで自転車事故に備えることができます。

特定感染症※に対応した特定感染症補償特約付きのプランをご用意



【個人賠償責任】 P.19

おすすめ 弁護士費用補償特約を追加！！

個人賠償責任のみ、弁護士費用特約だけでも加入可能



【携行品】 P.20

ゴルフプレー中のゴルフクラブの損害、カバンなどのひったくりなど



【ホールインワン・アルバトロス費用】P.20 *1

傷害補償・携行品損害と合わせてゴルフ時の補償を万全に

【所得補償】 P.21 *2

病気やケガで働けなくなった場合の補償



【団体長期障害所得補償（GLTD）】 P.23 *2

長期間にわたる病気療養やケガで働けなくなった場合の補償



*1 他の補償にもご加入いただく必要があります。 *2 退職者およびそのご家族は加入いただけません。

- ・更新専用 旧タイプ一覧：P.25～26
- ・告知の大切さに関するご案内：P.29
- ・重要事項説明書 P.40
- ・お問い合わせ先：パンフレット裏面
- ・サービスのご案内：P.27～28
- ・団体総合生活保険 補償の概要等：P.30
- ・ご加入内容確認事項 P.45

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

【医療補償、介護補償、がん補償、傷害補償、賠償責任・財産・費用に関する補償】

- A. ミネバアミツミグループの役員・従業員、退職者（団体の構成員）
- B. Aの配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟
- C. Aと同居されているご親族・使用人の方（傷害補償は本人型のみご加入いただけます。）

【所得補償】

- A. ミネバアミツミグループの役員・従業員（団体の構成員）
- B. Aの配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟
- C. Aと同居されているご親族・使用人の方



※ただし、以下の補償については年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）が下記に該当する方に限ります。

- 医療補償、がん補償：満5歳以上満89歳以下
- 介護補償：満40歳以上満84歳以下
- 所得補償：満15歳以上

※対象となるグループ会社については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

介護補償は、団体の構成員のご両親の他、団体の構成員自身およびその他のご家族もご本人*1として加入することができます（この場合、加入者となる団体の構成員の方は、ご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。）。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償（プラン）ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償（プラン）により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ」の各基本補償ページをご確認ください。

	本人型	家族型
① ご本人*1	○	○
② ご本人*1の配偶者	-	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	-	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。
 - a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

団体長期障害所得補償（GLTD）の上記1. “保険の対象となる方”、2. “保険の対象となる方の範囲”についてはP24をご覧ください。

ご加入事例のご紹介

お手軽プラン

独身の方、初めての方におすすめのプラン

「最低限の補償は欲しいけど保険料も抑えたい」という方におすすめのプランです。

本人年齢24才、職業級別Aの場合



医療補償	+	傷害補償	+	個人賠償	=	保険料合計(月々)
G1		A5 1口		C2		1,450円
710円		570円		170円		

おすすめプラン

多くの方にご契約いただいている補償をまとめたプラン

そろそろ「がん補償」も検討という方にはぴったりのプランです。

また家族の賠償事故や被害事故にも備えて、弁護士費用補償特約も検討。ご結婚されている方は、ぜひ配偶者の加入も検討ください。

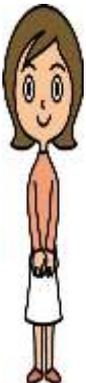
本人年齢33才、職業級別Aの場合



医療補償	+	がん補償	+	傷害補償	+	個人賠償	=	ご本人のみ 保険料合計 (月々)
G1		J1		A5 1口		LA1		1,880円
770円		210円		570円		330円		

配偶者の補償をプラスの場合

本人年齢31才、職業級別Aの場合



医療補償	+	がん補償	+	傷害補償	=	ご夫婦(本人&配偶者) 保険料合計(月々)
G1		J1		A5 1口		3,430円
770円		210円		570円		

ご家族プラン

年齢が高くなると病気やがんへのリスクは上がります。
 そして家族のためにも働けなくなった時の所得補償にも備えましょう。
 また、ご家族のケガや賠償補償もまるごと補償するプランです。
 本人年齢44才、職業級別A、一般事務従事者の場合(プラス：お子様2名)

医療補償	+	がん補償	+	所得補償	+	傷害補償 (家族型)	+	個人賠償
G1		J1		F 20□		B2 1□		LA1
900円		450円		2,400円		2,230円		330円

配偶者年齢42才の場合

医療補償	+	がん補償
G1		J1
900円		450円

ご家族 保険料合計(月々)
7,660円



ご家族&ご両親プラン

ご家族の様々なリスクに備えるとともに、高齢になってくるご両親のケガ・介護リスクも追加した安心プラン

本人年齢49才、職業級別A、一般事務従事者の場合(プラス：お子様2名)

医療補償	+	がん補償	+	所得補償	+	傷害補償 (家族型)	+	個人賠償
G1		J1		F (20□)		B2 1□		LA1
1,130円		660円		3,000円		2,230円		330円

配偶者年齢42才の場合

医療補償	+	がん補償
G1		J1
900円		450円

ご家族&ご両親 保険料合計(月々)
12,070円

ご両親年齢(父79才、母78才)無職

傷害補償	+	介護補償	×2名分
A5 1□		H	
570円		1,400円	



医療補償

入院保険金は1日目から補償

国内外問わず補償



疾病・傷害 入院	病気やケガで入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
疾病・傷害 手術	病気やケガで手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
新 退院後通院 (VG1,VG2, VG3,VLG1のみ)	病気やケガで入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに、保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療 一時金	総合先進医療基本保険金を支払われる先進医療を受けたときに、保険金（一時金）をお支払いします。
女性医療特約 (女性入院、女性 形成治療)	所定の女性疾病（乳房・女性生殖器のがん等）の他、糖尿病等所定の病気によって入院したときに、女性入院保険金をお支払いします。また、乳房切除術等所定の手術をした場合に女性形成治療給付金をお支払いします。※1回の入院について180日を限度とします。

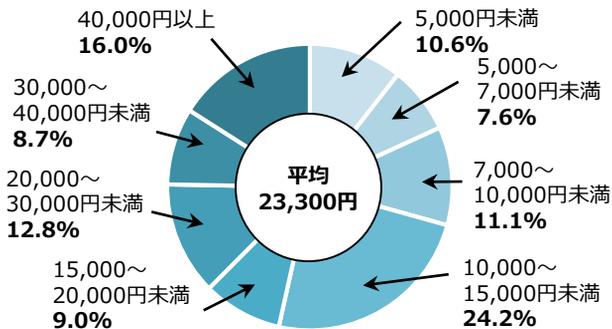


入院費って
いくらぐらいかかるの？

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

【集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人（適用外含む））】



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含まれます。）や衣類、日用品費等を含みます。

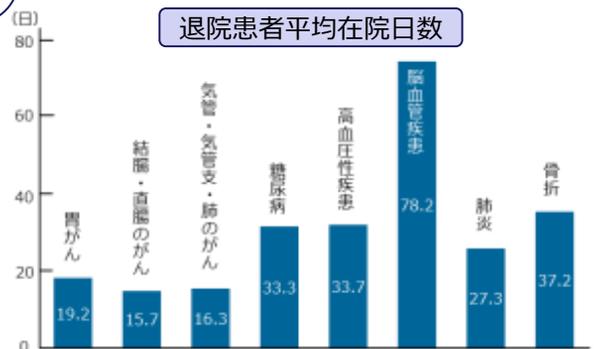
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】（公財）生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】「平成29年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

だから

入院や手術を補償する

「医療補償」だと安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

退院後通院補償がついた新設の補償タイプです。

保険期間：1年間

※ご加入口数は1口のみです。

性別		男性・女性共通						女性のみ	
タイプ名		VG1	VG2	VG3	VLG1				
疾病・傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	7,500円	10,000円	5,000円				
疾病・傷害 手術保険金 額	重大手術*1	200,000円	300,000円	400,000円	200,000円				
	上記以 外 の手術	入院中	50,000円	75,000円	100,000円	50,000円			
		入院中以外	25,000円	37,500円	50,000円	25,000円			
退院後通院保険金日額(1日あたり)		5,000円	7,500円	10,000円	5,000円				
放射線治療保険金額		50,000円	75,000円	100,000円	50,000円				
総合先進医療基本保険金額		300万円	500万円	600万円	300万円				
総合先進医療一時金額		10万円	10万円	10万円	10万円				
女性入院保険金日額(1日あたり)		--	--	--	5,000円				
女性形成治療保険金額		--	--	--	女性入院保険金日額の 20倍または40倍				
保 険 料	年齢	現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)
	5～9歳	660円	7,050円	970円	10,550円	1,280円	13,920円	740円	7,880円
	10～14歳	630円	6,730円	930円	10,070円	1,220円	13,280円	710円	7,590円
	15～19歳	690円	7,320円	1,010円	10,950円	1,330円	14,450円	810円	8,610円
	20～24歳	860円	9,230円	1,270円	13,800円	1,680円	18,260円	1,110円	11,940円
	25～29歳	910円	9,790円	1,350円	14,650円	1,780円	19,390円	1,300円	14,040円
	30～34歳	960円	10,280円	1,420円	15,390円	1,870円	20,370円	1,410円	15,240円
	35～39歳	1,010円	10,940円	1,510円	16,380円	1,990円	21,700円	1,400円	15,170円
	40～44歳	1,130円	12,190円	1,680円	18,240円	2,220円	24,180円	1,520円	16,450円
	45～49歳	1,410円	15,250円	2,090円	22,830円	2,790円	30,300円	1,910円	20,730円
	50～54歳	1,780円	19,260円	2,650円	28,860円	3,520円	38,330円	2,430円	26,330円
	55～59歳	2,430円	26,320円	3,620円	39,460円	4,810円	52,460円	3,320円	36,070円
	60～64歳	3,430円	37,250円	5,120円	55,830円	6,820円	74,300円	4,660円	50,720円
	65～69歳	4,710円	51,190円	7,040円	76,740円	9,370円	102,180円	6,500円	70,740円
	70～74歳	6,800円	74,000円	10,170円	110,950円	13,550円	147,800円	9,670円	105,360円
	75～79歳	8,730円	95,100円	13,080円	142,600円	17,420円	190,000円	13,000円	141,690円
80～84歳	10,490円	114,250円	15,710円	171,340円	20,930円	228,310円	16,110円	175,520円	
85～89歳	10,890円	118,590円	16,310円	177,850円	21,720円	236,990円	17,820円	194,210円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合もございます。

従来の「退院後通院なし」タイプについては次ページをご覧ください。

団体割引20%、損害率による割引10%

型		本人型								
性別		男性・女性共通						女性のみ		
タイプ名		G1		G2		G3		LG1		
疾病・傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円		7,500円		10,000円		5,000円		
疾病・傷害 手術保険金 額	重大手術*1		200,000円		300,000円		400,000円		200,000円	
	上記以 外 の手術	入院中	50,000円		75,000円		100,000円		50,000円	
		入院中以外	25,000円		37,500円		50,000円		25,000円	
放射線治療保険金額		50,000円		75,000円		100,000円		50,000円		
総合先進医療基本保険金額		300万円		500万円		600万円		300万円		
総合先進医療一時金額		10万円		10万円		10万円		10万円		
女性入院保険金日額(1日あたり)		--		--		--		5,000円		
女性形成治療保険金額		--		--		--		女性入院保険金日額 の20倍または40倍		
保 険 料	年齢		現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)	現役 (月払)	退職者 (一時払)
	5～9歳		530円	5,710円	790円	8,530円	1,040円	11,240円	610円	6,540円
	10～14歳		500円	5,390円	750円	8,050円	980円	10,600円	580円	6,250円
	15～19歳		560円	5,980円	830円	8,930円	1,090円	11,770円	680円	7,270円
	20～24歳		710円	7,590円	1,050円	11,340円	1,380円	14,990円	960円	10,300円
	25～29歳		740円	7,930円	1,100円	11,860円	1,440円	15,680円	1,130円	12,180円
	30～34歳		770円	8,240円	1,140円	12,330円	1,500円	16,300円	1,220円	13,200円
	35～39歳		810円	8,750円	1,210円	13,090円	1,590円	17,320円	1,200円	12,980円
	40～44歳		900円	9,710円	1,340円	14,520円	1,770円	19,230円	1,290円	13,970円
	45～49歳		1,130円	12,200円	1,680円	18,260円	2,230円	24,210円	1,630円	17,680円
	50～54歳		1,410円	15,260円	2,100円	22,850円	2,790円	30,330円	2,060円	22,330円
	55～59歳		1,890円	20,500円	2,820円	30,720円	3,750円	40,820円	2,780円	30,250円
	60～64歳		2,650円	28,780円	3,960円	43,130円	5,270円	57,370円	3,880円	42,250円
	65～69歳		3,550円	38,570円	5,310円	57,810円	7,060円	76,950円	5,340円	58,120円
	70～74歳		4,800円	52,210円	7,180円	78,270円	9,560円	104,230円	7,670円	83,570円
75～79歳		6,080円	66,190円	9,110円	99,240円	12,120円	132,190円	10,350円	112,780円	
80～84歳		7,700円	83,890円	11,540円	125,790円	15,370円	167,590円	13,320円	145,160円	
85～89歳		8,100円	88,230円	12,140円	132,300円	16,160円	176,270円	15,030円	163,850円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合がございます。



memo



介護補償

介護補償(独自基準追加型・要介護2)については、パンフレット47、48ページをご覧ください。

公的介護保険連動型（要介護3）

保険の対象となる方（被保険者）が公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金（一時金）をお支払いします。

これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。



保険金額・保険料

保険期間：1年間※ご加入口数は1口のみです。

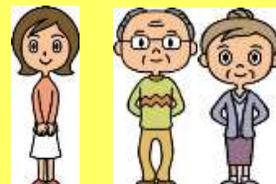
型		本人型	
補償の型		公的介護保険連動型（要介護3）	
タイプ名		H	
介護補償保険金額		100万円	
保険料	年齢	現役（月払）	退職者（一時払）
	40～44歳	10円	60円
	45～49歳	10円	130円
	50～54歳	20円	270円
	55～59歳	50円	550円
	60～64歳	100円	1,140円
	65～69歳	300円	3,290円
	70～74歳	630円	6,930円
	75～79歳	1,400円	15,300円
80～84歳	3,250円	35,500円	

28%割引

団体割引20%、損害率による割引10%

Point!

配偶者、ご両親のみでもご加入いただけます。ぜひ加入のご検討を！！



配偶者

ご両親

※被保険者の範囲は6ページを参照してください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

公的介護保険はあるけれど・・・？

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は・・・？

一時費用*1の合計：平均約74万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安（自費で購入等した場合）

車いす

- 自走式 … 6～19万円
- 電動式 … 30～50万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 …… 50万円～
- ※工事費別途

特殊寝台（介護ベッド）

- 15～50万円
- ※機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用など … 1万円～
- ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）

ポータブルトイレ

- 水洗式 …… 1～4万円
- シャワー式 … 10～25万円

移動用リフト

- 据置式 … 20～50万円
- レール走行式 … 50万円～
- ※工事費別途

【出典】（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2020年6月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護にはまとまった資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

**ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合もございます。**

がん補償

初期のがんも補償

入院保険金は1日目から補償

がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。

初期のがんでも

- ・「上皮内新生物」も補償対象になります。
- また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

再発・転移しても

- ・がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、**それまでのお支払い回数にかかわらず**お支払いします。
- ※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

さらに、**がん再発転移補償特約**をつけると、**再発・転移まで経過期間、治癒・完治などに関係なくがん再発転移保険金をお支払いします。**

健康状態に関する
質問事項が緩和され、
加入しやすくなりました。



がん診断

がんと診断確定*1されたときに、保険金（一時金）をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

がん入院・手術

がんで入院（日帰り入院も含む）や所定の手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。*2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん通院

がんで20日以上継続入院したときに、その前後の通院に対して、保険金をお支払いします。

※1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について、45日を限度とします。

がん再発転移

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の確定診断日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

*1 所定の治療については「補償の概要等」をご確認ください。

がんは
気になる病気よね？

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん（悪性新生物）」の
総患者数は、約178万人！

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

（胃がんで15日間入院したケース）

医療費の自己負担額 177,976円
差額ベッド代他 133,000円

合計 約31.1万円

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
（実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。）

【出典】（公財）生命保険文化センター
「医療保障ガイド」（2020年9月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

主ながん（悪性新生物）の患者数

（単位：万人）

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「平成29年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

だから

まとまった資金の
準備ができると安心です。

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体割引20%、損害率による割引10%

型/性別		本人型/男性・女性共通		
タイプ名		J1	J2	J3 おすすめ
がん診断保険金額		50万円	100万円	100万円
がん入院保険金日額（1日あたり）		5,000円	10,000円	—
がん手術保険金額（手術の種類により）		5万円・10万円・20万円	10万円・20万円・40万円	—
がん通院保険金日額（1日あたり）		2,500円	5,000円	—
がん再発転移保険金額		—	—	100万円
現役 月払 保険料	年齢	新規ご加入の方 更新の方 共通	新規ご加入の方 更新の方 共通	新規ご加入の方 更新の方 共通
	5～9歳	80円	130円	130円
	10～14歳	100円	200円	200円
	15～19歳	80円	140円	150円
	20～24歳	60円	110円	80円
	25～29歳	110円	210円	170円
	30～34歳	210円	430円	280円
	35～39歳	310円	620円	430円
	40～44歳	450円	900円	650円
	45～49歳	660円	1,300円	960円
	50～54歳	930円	1,860円	1,640円
	55～59歳	1,430円	2,860円	2,660円
	60～64歳	2,170円	4,330円	3,930円
	65～69歳	3,000円	6,000円	5,390円
	70～74歳	3,800円	7,610円	6,920円
	75～79歳	4,550円	9,090円	8,560円
	80～84歳	5,270円	10,530円	10,090円
	85～89歳	5,900円	11,780円	11,230円
退職者 一時払 保険料	25～29歳	1,160円	2,310円	1,850円
	30～34歳	2,310円	4,620円	3,040円
	35～39歳	3,370円	6,730円	4,630円
	40～44歳	4,920円	9,830円	7,070円
	45～49歳	7,100円	14,190円	10,510円
	50～54歳	10,110円	20,230円	17,850円
	55～59歳	15,630円	31,240円	29,090円
	60～64歳	23,640円	47,270円	42,840円
	65～69歳	32,730円	65,430円	58,810円
	70～74歳	41,470円	82,950円	75,470円
	75～79歳	49,590円	99,170円	93,430円
80～84歳	57,460円	114,910円	110,040円	
85～89歳	64,280円	128,550円	122,440円	

保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

※現在J1、J2プランにご加入中の方が、「がん再発転移補償特約」付帯のJ3タイプに加入する場合、補償の拡大となるため健康状態告知の再告知が必要となります。また加入に関して診断保険金の限度額規制があり、ご加入できない場合もございます。

**ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合もございます。**

傷害補償

ケガによる入・通院を1日目から補償

国内外問わず補償

・日常生活やスポーツ・レジャーでの急激かつ偶然な外来の事故によるケガに保険金をお支払い

例え・・・交通事故によるケガ、階段を踏み外して骨折した、調理中に包丁で手を切った、やけどした 等。

- ・入院・通院 1 日目から保険金をお支払い。
- ・団体割引が適用されているので、28%も保険料が割安。
- ・年齢問わず加入できる。
- ・地震もしくは噴火でケガをした場合に保険金をお支払い。



死亡・後遺障害 ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

【天災危険補償特約】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



【特定感染症補償特約】 (C1、D1のみ)

感染症法に規定する感染症を発症した場合に後遺障害保険金・入院・通院の保険金をお支払いします。
(死亡・手術保険金は補償しない) 詳しくは「団体総合生活保険 補償の概要」ページをご確認ください。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

28%割引

保険期間：1年間、職種級別*1：A
 団体割引20%、損害率による割引10%

※ 天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

死亡・後遺障害、入院保険金額日額、通院保険金額日額はお申し込みの口数に応じて補償金額が変わります。
 例：A5プランのに3口加入の場合の入院保険金額日額は1,500円×3口＝4,500円となります。

タイプ名	本人型		家族型	
	A5	C1 (特定感染症補償特約つき)	B2	D1 (特定感染症補償特約つき)
加入口数	1～10口まで	1～5口まで	1～5口まで	1～5口まで
死亡・後遺障害 保険金額 (1口あたり)	200万円	100万円	本人 200万円 配偶者 140万円 その他親族 100万円	本人 200万円 配偶者 140万円 その他親族 100万円
入院保険金日額*2 (1口あたり)	1,500円	2,500円	1日につき 本人 3,000円 配偶者 2,100円 その他親族 1,500円	1日につき 本人 3,000円 配偶者 2,100円 その他親族 1,500円
通院保険金日額 (1口あたり)	1,000円	1,500円	1日につき 本人 2,000円 配偶者 1,400円 その他親族 1,000円	1日につき 本人 2,000円 配偶者 1,400円 その他親族 1,000円
天災危険補償特約	○	○	○	○
特定感染症補償特約	×	○	×	○
現役月払保険料	570円	720円	2,230円	2,430円
退職者一時払保険料	6,300円	7,740円	24,430円	26,580円

- *1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別 A（事務従事者、金属製造加工作業者、電気機械器具組立・修理作業、無職者、学生、家事従事者等、職種級別 B 以外）の方を対象としたものです。職種級別 B（自動車運転者、建設作業、農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つる製品製造作業）の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別 B に該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- *2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任

国内外問わず補償

示談交渉サービスつき

国内外において、日常生活で他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1 を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万を超える物等は、受託品に含みません。

例えば… ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。 ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



弁護士費用等補償特約（LA1、LA2のみ）

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った*3場合に、法律相談や相手との交渉等を弁護士に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



例えば… ・自転車でひかれ大けがを負ったが相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので損害賠償請求をしたい。
・電車で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため相手に損害賠償請求をしたい。

※弁護士費用等（人格権侵害等）の補償内容については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
※保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金額・保険料

28%割引

団体割引20%、損害率による割引10%

保険期間：1年間（ご加入口数は1口のみです。）

保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたLA1、LA2タイプに変更することはできません。

タイプ名	家族型		
	C2	LA1	LA2
個人賠償責任補償 保険金額	国内・無制限 国外・1億円	国内・無制限 国外・1億円	×
弁護士費用等補償特約 （人格権侵害等）	×	300万円	300万円
現役月払保険料	170円	330円	160円
退職者一時払保険料	1,800円	3,580円	1,780円

※

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

携行品

国内外問わず補償

28%割引

団体割引20%
損害率による割引10%

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、ゴルフ・カート、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等は、補償の対象となりません。

- 例えば…
- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった
 - ・外出中、ハンドバッグをひったかれた
 - ・ゴルフプレー中、誤ってゴルフクラブを折ってしまった



保険金額・保険料

保険期間：1年間
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	本人型		家族型	
	D1	D3	D2	D4
携行品 保険金額	20万円	30万円	20万円	30万円
現役月払保険料	80円	120円	120円	190円
退職者一時払保険料	860円	1,340円	1,330円	2,060円

(免責金額：5,000円)

(免責金額：5,000円)

ホールインワン・アルバトロス費用

国内のみ補償

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



保険金額・保険料

28%割引

団体割引20%
損害率による割引10%

タイプ名	本人型		
	E1	E3	E5
ホールインワン・アルバトロス 補償保険金額	20万円	30万円	50万円
現役月払保険料	150円	220円	360円
退職者一時払保険料	1,580円	2,380円	3,960円

保険期間：1年間
※ご加入口数は1口のみです。



ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、医療補償、介護補償、がん補償、傷害補償、個人賠償責任、所得補償（役員・従業員およびそのご家族のみ）、団体長期障害所得補償（役員・従業員のみ）のいずれかにもご加入いただく必要があります。

所得補償

入院はもちろん、
自宅療養も補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（7日）を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

<保険金のお支払い方法>

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【ご加入例】

- ・ご職業：一般事務従事者
- ・平均月間所得額：40万円
- ・保険金額：20万円
- ・てん補期間：1年間
- ・免責期間：7日

《免責期間》

3月25日～3月31日（7日間）

《保険金支払対象期間（就業不能期間）》

4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計

《お支払いする保険金》

$(20万円 \times 5か月) + (20万円 \times 15日 / 30日) = \mathbf{110万円}$

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

Aさん（35歳）は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
保険期間	[全期間]												
働けない期間			3月25日から	[期間]						9月15日まで			
免責期間（7日）			3月25日から	3月31日まで									
保険金支払対象期間（就業不能期間）				4月1日から	[期間]					9月15日まで			
			▲			▲			▲				
			病気・入院			退院・自宅療養			復職				



保険期間：1年間 加入限度口数：99口まで

型		本人型		
タイプ名		F		
てん補期間*1		1年		
加入限度口数		99口		
保険金額（月額）		1万円		
職種		一般事務従事者、 管理的職業従事者*2 （基本級別1級）	研究・技術者 （危険物取扱無し）、 電気機械器具組立・ 修理作業者 （基本級別2級）	金属加工作業者、 自動車運転者 （基本級別3級）
保険料 （月払）	15～19歳	40円	50円	50円
	20～24歳	60円	60円	80円
	25～29歳	60円	70円	90円
	30～34歳	80円	90円	110円
	35～39歳	100円	110円	130円
	40～44歳	120円	140円	160円
	45～49歳	150円	170円	200円
	50～54歳	170円	190円	230円
	55～59歳	180円	210円	240円
	60～64歳	190円	220円	260円

退職者およびそのご家族はご加入いただけません。

※保険金額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。上記以外の職種の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 作業労働に従事される場合は、作業内容に該当する基本級別をご選択ください。

*3 直前1.2か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

**ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合もございます。**

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体長期障害所得補償（基本補償）

お給料を
サポートする保険です。

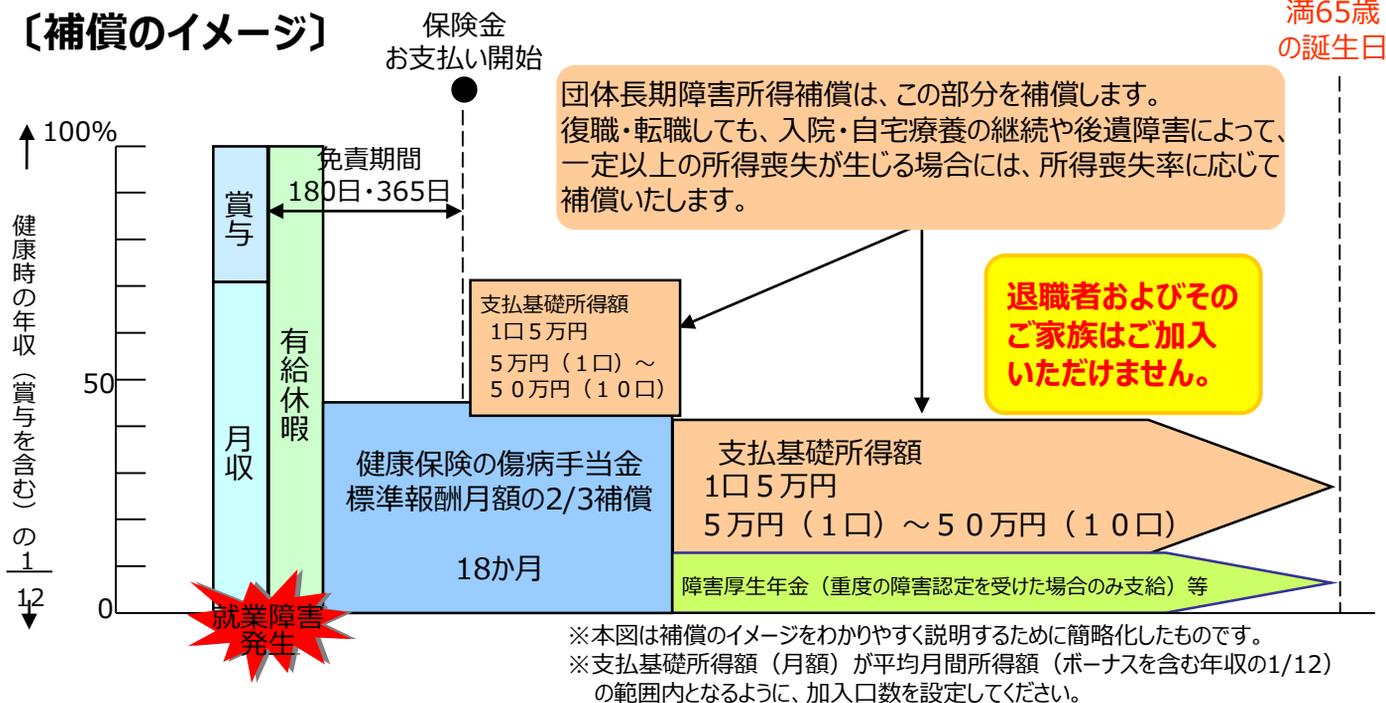
特徴

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（180・365日）を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

（ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は3年となります。）

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

〔補償のイメージ〕



満65歳
の誕生日

〔認知症・メンタル疾患補償特約〕

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に、保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

追加補償

〔妊娠に伴う身体障害補償特約〕

妊娠に伴う病気やケガの場合に、保険金をお支払いします。

（GLB・GLDタイプのみ）

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体長期障害所得補償での加入のメリット

1 団体割引20%の割引が適用されます！

2 ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。

告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



3 自動セット

充実したサービスにより安心をお届けします！

メディカルアシスト

デイリーサポート

メンタルヘルスサポート*1

介護アシスト

サービスの詳細は「P27,28 サービスのご案内」をご参照ください。

*1 メンタルヘルスサポートは団体長期障害所得補償（GLTD）にご加入いただいた場合の専用のサービスです。

補償される金額（支払基礎所得額）
・保険料（1口あたり）

20%割引

【保険期間：1年間、てん補期間
*1：65歳の誕生日まで（60歳
以上は3年間）団体割引：20%】

型	本人型						
	性別	男性	女性	女性	男性	女性	女性
タイプ名	GLA		GLB	GLC		GLD	
認知症・メンタル疾患補償特約 （てん補期間*1：2年）	セットあり						
妊娠に伴う身体障害補償特約		セットなし	セットあり		セットなし	セットあり	
免責期間	180日			365日			
加入限度口数	10口						
支払基礎所得額(月額)	5万円						
保険料 (1口あたり・月払)	15歳～24歳	450円	300円	320円	420円	290円	300円
	25歳～29歳	450円	400円	430円	430円	380円	390円
	30歳～34歳	490円	510円	550円	470円	490円	510円
	35歳～39歳	590円	730円	780円	570円	710円	720円
	40歳～44歳	860円	1,160円	1,170円	820円	1,110円	1,120円
	45歳～49歳	1,240円	1,630円	1,630円	1,180円	1,560円	1,560円
	50歳～54歳	1,750円	2,130円	2,130円	1,640円	2,010円	2,010円
	55歳～59歳	1,980円	2,130円	2,130円	1,800円	1,930円	1,930円
	60歳～64歳	1,760円	1,650円	1,650円	1,720円	1,610円	1,610円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）や性別によって異なります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*3の平均月額をいいます。

*3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



口数の決定方法

直前12か月における保険の対象となる方の所得を12で割った額（平均月間所得額）の85%以下を目安とし、かつ50万円以内支払基礎所得額（保険金額）となるように口数を決めてください。

【例】年間所得額500万円の場合⇒平均月間所得額は約42万円⇒その85%以下かつ50万円以内なので、
42万円×85%＝約35万円⇒支払基礎所得月額（保険金額）は、35万円＝7口以内で決める。

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただける方

ミネバアミツミ株式会社およびその系列会社の役員・従業員（団体の構成員）

（ご注意）

MMIセミコンダクター株式会社の従業員はこちらのプランにはご加入いただけません。別途プランのご用意がありますので、ご加入を希望される方は啓愛社までご連絡ください。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方は、上記「1.「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただける方」の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）」として記載された方をいいます。ただし、年齢*1が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

ご加入に際しては健康状態に関する質問にご回答いただく必要があります。
ご回答の内容によってはご加入いただけない場合もございます。

更新専用 旧タイプ一覧（保険金額・保険料）

更新専用の旧タイプの保険料一覧です。

補償タイプの変更をご希望される場合には、パンフレットの各補償ページに記載されたタイプへ変更となります。パンフレットの各補償ページからお選びください。

● 傷害補償

保険期間：1年 割引率：28%（団体割引20%、損害率による割引10%） 職種級別：A

タイプ名	本人型					
	A1	A2	A4	A7	A8	A6
上限口数	10口	10口	10口	5口	5口	10口
補償内容	日常生活全般					交通傷害限定
死亡・後遺障害 保険金額 (1口あたり)	300万円	300万円	200万円	200万円	200万円	200万円 (交通傷害)
入院保険金日額 (1日あたり) (1口あたり)	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	1500円 (交通傷害)
通院保険金日額 (1口あたり)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	1000円 (交通傷害)
天災危険補償特約	×	○	×	×	○	--
現役月払保険料	580円	690円	490円	820円	920円	180円
退職者一時払保険料	6,370円	7,570円	5,400円	8,860円	10,050円	1,960円

タイプ名	家族型		
	B1	B4	B3
上限口数	5口	2口	5口
補償内容	日常生活全般		交通傷害限定
死亡・後遺障害 保険金額 (1口あたり)	本人 200万円 配偶者 140万円 その他親族 100万円	本人 400万円 配偶者 140万円 その他親族 100万円	本人 200万円 配偶者 140万円 その他親族 100万円
入院保険金日額 (1口あたり)	1日につき 本人 3,000円 配偶者 2,100円 その他親族 1,500円	1日につき 本人 6,000円 配偶者 2,100円 その他親族 1,500円	1日につき 本人 3,000円 配偶者 2,100円 その他親族 1,500円
通院保険金日額 (1口あたり)	1日につき 本人 2,000円 配偶者 1,400円 その他親族 1,000円	1日につき 本人 4,000円 配偶者 1,400円 その他親族 1,000円	1日につき 本人 2,000円 配偶者 1,400円 その他親族 1,000円
天災危険補償特約	×	×	--
現役月払保険料	1,960円	2,770円	580円
退職者一時払保険料	21,380円	30,240円	6,130円

●個人賠償責任補償

保険期間：1年 割引率：28%（団体割引20%、損害率による割引10%）

タイプ名	補償内容		保険金額	現役 月払保険料	退職者 一時払保険料
C1	家族型	個人賠償責任補償	国内1億円・国外1億円	150円	1,590円

●携行品補償

保険期間：1年 割引率：28%（団体割引20%、損害率による割引10%）

タイプ名	補償内容		保険金額	現役 月払保険料	退職者 一時払保険料
D6	家族型	携行品補償 (免責5,000円)	50万円	320円	3,440円

●ホールインワン・アルバトロス費用補償

保険期間：1年 割引率：28%（団体割引20%、損害率による割引10%）

タイプ名	補償内容		保険金額	現役 月払保険料	退職者 一時払保険料
E2	家族型	ホールインワン ・アルバトロス費用補償	20万円	340円	3,760円

このパンフレット内に記載されていない旧タイプ（旧三井住友海上タイプ）にご加入の方には別途、保険料表を同封しておりますので、そちらをご確認ください。



ミネベアミツミグループの団体総合生活保険は時代に合った最適な補償プランをご用意しています。加入したきりではなく、人生の節目（結婚、出産、退職など）に見直しされることをお勧めします。もちろん相談は無料です。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート

自動セット



【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

受付時間: 午前9時～午後9時
(日祝日を除く)

☎ 0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時
 **0120-300-575**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時
 **0120-106-670**

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身があるのままにご記入**ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身でご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認**させていただきます**場合があります。**

1
えっ、
前にも…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしく
お願い



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

■ 医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・おうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の4.0倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の1.0倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてののみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1 を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の1.0倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※傷害入院保険金支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の4.0倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の1.0倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてののみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ■ 退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること <p>▶ 退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	（「医療補償基本特約」と同じ）
総合先進医療特約	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）</p> <p>▶ 先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 	
	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶ 10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 - ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
女性医療特約	女性入院保険金	<p>所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合</p> <p>▶女性入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。</p> <p>※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器的悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含まれます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	（「医療補償基本特約」と同じ）
	女性形成治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 癬痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や癬痕（はんこん／傷跡）に対する形成術） ■ 変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾（ぼし）等）に対する形成術） ■ 乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） <p>▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p> <p>【ご注意】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。）。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型（要介護3）】

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 	等
		<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>	

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初めてがん診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>
	がん入院保険金	<p>がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合</p> <p>▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
	がん手術保険金	<p>がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払いします。</p> <p>ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
	がん通院保険金	<p>がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■20日以上継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■20日以上継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて180日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること <p>▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。</p> <p>※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。</p>

		保険金をお支払いする主な場合
がん再発転移補償特約		<p>がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 <p>▶がん再発転移保険金額をお支払いします。</p> <p>ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。</p> <p>*1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。</p>

傷害補償

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

■ 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故 ■ 運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ■ 乗客として駅の改札口を入れてから出るまでの駅構内における事故 ■ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■ 交通乗用具*3の火災による事故 等

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払します。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。	
通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ等 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 <p>▶ 傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。</p> <p>※ 特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。</p> <p>*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限ります。</p> <p>*2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） <p style="text-align: right;">等</p>



賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 電車等*1を運行不能にさせた場合 ■ 国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的の事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■ 不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■ 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 <p>▶ 1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。</p> <p>※ 弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻意思*10を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・ 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・ 財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・ 労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・ 診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*2 ・ 石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・ 環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・ 電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・ 職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・ 保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・ 保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・ 保険契約または共済契約に関する原因事故*6 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻意思*7を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー3 5以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■ 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>■ 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p style="text-align: right;">等</p>

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払します。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能
	<p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。</p>	
	<p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p>	
	<p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p>	
	<p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p>	<p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。</p>
	<p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p>	<p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>
<p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>		

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

団体長期障害所得補償 (GLTD*1) 定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">支払保険金 = 支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率 (100%)</p> <p>物価調整を行う場合、計算した額に、物価上昇率をもとに算出した係数*5を乗じた額をお支払いします。 ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 (「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払対象となります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (「認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でん補期間*1を限度にお支払対象となります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3
	<p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます (「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。)</p> <p>*2 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます (お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="text-align: center;">所得喪失率 = 1 - $\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額}}$</p> <p>ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害開始後1年を経過する毎に、物価上昇率を基に東京海上日動所定の方法で算出した係数とします。ただし物価上昇率が1を下回る場合はこれを1として計算し、1.06を上回る場合は1.06として計算します。</p> <p>*6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。</p> <p>*7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間 (免責期間*1終了日の翌日からの期間) のことをいいます。</p> <p>*8 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*9 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> *1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます (定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業等) も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*7」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*4」をご確認ください。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等をご検討ください * 2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
- 救済費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約
- 育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額 * 1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額 * 1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 * 1は、平均月間所得額 * 2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 * 2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

* 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 * 3×約定給付率とします。

* 2 直前12か月における保険の対象となる方の所得 * 4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

* 3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

* 4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約						個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救護者費用等 弁護士費用等
	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償		
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2	
性別	-	-	★	★	★*3	-	
職業・職務*4	☆*5	☆	-	-	-	-	
健康状態告知*6	-	★	★	★	★	-	

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（子ども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

- *1 子ども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 子ども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときは、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

- a. 婚姻意思*9を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していた事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

- 責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ① この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方がんと診断確定されていた場合
 - ② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

 **0570-022808**

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞ ※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	49%		
三井住友海上火災保険株式会社	47%		
損害保険ジャパン株式会社	4%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

必ずお読みください

2022年12月

団体総合生活保険の 2022年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

1.新たに販売・提供する補償・サービス

改定項目	概要
「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の販売開始	他人からケガを負わされたり物を壊された場合に加え、名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為、いじめ・嫌がらせ等(人格権侵害等)により精神的苦痛を被った場合の弁護士費用や法律相談費用を補償する「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」を発売します。
【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)の付帯サービス】 「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の付帯サービスとして、本特約の保険の対象となる方向けに「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」を導入します。本サービスの内容は以下のとおりです。 『いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス』 ● いじめ・嫌がらせ等に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話相談いただけるサービス 『痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス』 ● 痴漢に遭ったときや痴漢と間違われたときに、対応方法について弁護士に電話相談いただけるサービス

2.改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
① 傷害補償		① こども傷害補償		① がん補償	
変更する補償		改定項目	概要		
①	②			③	
		○	がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大	がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。	
○	○		みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠償保険の支払基準に内容および表現を合わせます。	

このご案内は、2022年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

公的介護保険では、 年齢・原因により給付対象外となる 要介護状態があります。

団体総合生活保険

介護補償 [独自基準追加型] は、
公的介護保険制度では給付対象外となる
所定の要介護状態も補償します!!

年齢	公的介護保険	団体総合生活保険 介護補償 [独自基準追加型] *1
5~39歳	(給付対象外)	年齢*3・原因*1を 問わず対象
40~64歳	特定16疾患*2を原因とする 要介護状態のみ (第2号被保険者)	
65歳以上*3	原因を問わず対象 (第1号被保険者)	

*1 所定の要介護状態については、所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。

*2 末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する16種類の疾病に限定されています(介護保険法施行令第二条)。
16種類の特定疾病については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

*3 団体総合生活保険の介護補償は、満84歳以下となります。

ミネバアミツミグループの団体総合生活保険

介護補償 [独自基準追加型] なら...

様々な介護リスクに幅広く備えることができます!!

[独自基準追加型 (要介護2)] 介護補償H2タイプなら...

介護補償保険金(一時金) **100万円** (1口あたり)



- ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合、または、
- ・東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

保険金額・保険料(1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%

補償の型		独自基準追加型 (要介護2)	
タイプ名		H2	
加入限度口数		1口	
介護補償保険金額		100万円	
保険料 (月払)	5～9歳	10円	
	10～14歳	10円	
	15～19歳	10円	
	20～24歳	10円	
	25～29歳	10円	
	30～34歳	10円	
	35～39歳	10円	
	40～44歳	10円	
	45～49歳	30円	
	50～54歳	50円	
	55～59歳	110円	
	60～64歳	230円	
	65～69歳	480円	
	70～74歳	1,000円	
75～79歳	2,200円		
80～84歳	5,070円		



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満84歳以下の方に限ります。
 *1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

東京海上日動所定の要介護状態 (要介護2用)

次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 下記(1)～(4)のいずれかに合致した場合

(1)歩行ができない (2)寝返りができない (3)入浴その他の複雑な動作等ができない (4)排泄等日常生活上の一部の行為ができない

2. 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態

(1)次の①または②のいずれかに該当する状態

- ①衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの2つ以上についてできない状態*1
 - ②衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの3つ以上についてできない状態*1または見守りを必要とする状態*2
- a. ボタンのかけははずし b. 上衣の着脱 c. スボンまたはパンツ等の着脱 d. 靴下の着脱

(2)認知症により「所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約」*3に規定する問題行為が2項目以上みられる場合

*1 部分的に介助が必要な場合を含みます。 *2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。
 *3 詳細は、パンフレット等記載の「補償の概要等」をご確認ください。

このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【代理店】
 株式会社啓愛社 (担当: 有山・竹内・高橋・古姓)
 住所: 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5-10
 TEL: 03-6206-8378
 email: hoken-bu@keiaisha.co.jp

【保険会社】
 東京海上日動火災保険株式会社
 本店営業第五部第二室
 住所: 〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1
 TEL: 03-3285-1861



memo

memo



相談・お問い合わせ先

啓愛社はミネベアミツミグループ社員のための保険代理店です。
保険のご相談はお気軽にご連絡ください。

対面、電話、メールなどのご相談に加え、LINEやビデオ通話など様々なコンテンツでご相談いただけます。まずはご一報ください。

《お問い合わせ先》

◇株式会社 啓愛社（担当：有山・竹内・高橋・古姓）

住所：〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5-10 相鉄万世橋ビル5階

T E L : 03-6206-8378（受付時間：平日9：00～17：00）

email:hoken-bu@keiaisha.co.jp

HP:https://www.keiaisha.co.jp/

お問い合わせはメール
簡単QRコード ↓



◇株式会社 啓愛社・多摩事務所（担当：木下・千代崎）

住所：東京都多摩市鶴牧2-11-2（ミツミ電機株式会社内3階）

T E L : 042-310-4840（受付時間：平日9：00～17：00）



パンフレット掲載以外にも啓愛社では自動車保険、火災保険などの取扱いもございます。団体割引が適用できる商品もありますのでお見積もりなどお気軽にご連絡ください。

啓愛社 取扱損害保険会社：

東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)

啓愛社 取扱生命保険会社：

東京海上日動あんしん生命(株)、三井住友海上あいおい生命(株)

この保険は、ミネベアミツミ株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてミネベアミツミ株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、P1記載の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《保険会社 連絡先》

◇保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第五部二室

住所：〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

T E L : 03-3285-1861（受付時間：平日9：00～17：00）

◇事故受付センター：東京海上日動安心110番
（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間：24時間365日